

令和4年11月29日

紫波町議会

議長 武 田 平 八 殿

政治倫理審査に関する特別委員会

委員長 藤 原 恵 子

審 査 結 果 報 告 書

令和4年10月14日付で審査請求があり、紫波町議会議員政治倫理条例第9条第3項の規定に基づき審査を付託された事件について下記のとおり報告します。

記

1 審査の対象となった議員の氏名

作 山 秀 一

2 審査請求の対象となった事由の該当条項

紫波町議会議員政治倫理条例第4条第10号

3 審査請求の対象となった事由の内容

令和4年10月7日（金）紫波酒マルシェ（オガール広場）会場にて21時頃、会場で酒を飲んだ審査対象議員は、泥酔状態で会場の受付に来た。受付女性Aさんに対し、撤収作業を中断させ、握手を求め、隣に座るように強制し、怯えた受付女性Aさんは座ることにした。調査対象議員は自らの手帳を出し議員職に対する責務などを語り始める。

その後、執拗に手の甲を何度と受付女性Aさんの胸に打ち付け、胸に触れる行為を止めなかった。受付女性Bさんは、嫌がる受付女性Aさんに代わり審査対象議員の両手を抑えたが、それでも自らの手を受付女性Aさんの胸をめがけて手の甲で何度も触れようとした。

また、受付女性Aさん、受付女性Bさんどちらかに日詰商店街飲食店で同席するように強要した。

4 審査の結果

政治倫理基準違反行為が存在すると認定

5 認定の理由

審査請求書に記載された当日の行動が時系列に、状況についても詳細であったため、令和4年10月28日(金)に審査対象議員から請求書記載内容が事実であるか否かの確認を行った。イベントに参加したこと以外は記憶が無いとの回答に終始したことから、被害を受けたとする受付女性Aさんから委員会において状況の聴取をすることとし、その方法について本人と同年11月2日に面会して相談することとしていた。

しかし、審査対象議員から同年11月1日、議長に対し辞職願が提出されたことから、同年11月2日の面会に委員長及び事務局長が出向いた際、状況の聞き取りと特別委員会の審査の状況をお伝えし、委員会での聴取については実施しないこととした。

同年11月7日の令和4年紫波町議会定例会11月会議において辞職の可否について諮られた結果、辞職が許可され、政治倫理条例における審査対象者が議員ではなくなったが、審査対象議員が新聞等報道機関の取材に対し当日の行動について受け入れるとの回答をしていることや、10月28日の事実確認の際、条例に抵触している自覚があるなどの、事実を認めるととれる発言があったことを踏まえ、第3回特別委員会において倫理条例違反行為の事実の存否を挙手により確認し、全会一致で違反行為が存在すると認定された。

なお、審査の経過等、要旨は別紙のとおりである。

(別紙)

政治倫理審査に関する特別委員会における審査の経過（要旨）

1 審査会の設置

紫波町議会議員政治倫理条例(以下「倫理条例」という。)第6条第1項の規定に基づく審査請求書が、令和4年10月14日議長に提出され、同年同月20日開催の議会運営委員会に諮られ、会議に付すべき事件と定められた。

同日開催された会議において、議長から審査請求書の受理及び会議に付すべき事件に定められた旨の報告が議長からあるとともに、特別委員会の設置と事件の審査付託が提案され、議長及び審査対象議員を除く議員全員で構成する、政治倫理審査に関する特別委員会が設置された。

2 審査の目的

令和4年10月7日開催の紫波酒マルシェ(オガール広場)会場における作山秀一議員の言動が、倫理条例第4条第10号に掲げる政治倫理基準に違反する行為の存否を審査するもの。

3 審査の経過

<第1回特別委員会>

令和4年10月20日(木)、委員16名のうち15名出席(箱崎勝之委員欠席)のもと第1回特別委員会を開催し、委員長に藤原恵子委員、副委員長に北條喜久男委員を互選した。

事務局から条例に基づき審査請求書提出から今後の審査の流れ、議長への審査報告について説明があった後、今後の審査の進め方について協議したところ委員から次のような意見が出された。

①委員それぞれが、今回の事件の内容をしっかりと共有し、理解する必要がある。

②証言してくれる方のプライバシーなどに配慮しながら、きちんと聞くことが必要である。

今回の委員会で出された意見を踏まえ、次回委員会開催に繋げていくことと、審査の進め方については、審査請求書の内容が時系列に、状況についても詳細に記載されてい

ることから、まず、審査対象議員から聴取を行い、必要が認められれば参考人の招聘を視野に入れながら、政治倫理基準違反の存否を確認していくことと、審査内容及び開催日程については、正副委員長協議の上、通知することを決定した。

また、協議事項のその他において

- ①条例制定後初めての事件であり、議事録をきっちり作成し記録を残していかなければならないし、慎重に進めていかなければならない。
- ②今回のことも含め、私たち議員にとっても倫理をしっかりとしなければならない。
- ③セクハラ案件という言葉は内容が定かでない現時点で、想像が先走る可能性がある
ので、適正な用語の使用を心がけるようお願いしたい。

との意見があったほか、今般の審査請求について、請求代表議員から提出に至る経緯と、内容についての説明があり、第1回の特別委員会を閉じた。

<第2回特別委員会>

令和4年10月28日(金)、委員16名のうち14名出席(浅沼有朋委員、及川ひとみ委員欠席)のもと第2回特別委員会を開催した。

冒頭、審査対象議員を議場外に待機させ、第1回特別委員会において決定したとおり、審査対象議員から委員長が審査請求書に記載された言動(行為)を12項目(別添資料)に分け事実確認を行うことを確認したが、委員から次のような意見があった。

- ①調査事項の(3)に事実の確認・認定とあるが、どのような状況になるものか。
- ②他の自治体では審査会という名称で調査し、審査の結果を出し議長に報告している
ようだが、本町の特別委員会も同様に捉えていいのか。
- ③私たち委員が対象議員に対して質問することができるのか。
- ④条例第7条に識見を有する者に調査を依頼することができることとある。調査は依頼されず、条例第8条に調査終了後に議会運営委員会に諮るとされているが、事実の確認はすでに終わったと捉えていいのか。
- ⑤今日、審査対象議員に事実確認をするのだが、これは違うとなったとき調査をしなければならないのではないのか。
- ⑥被害者の苦しみは察するが、審査対象議員が酒マルシェに参加し応援したい気持ち、
産業を盛り立てたい気持ちもあったであろう。
- ⑦人権を保護する意味でも全人格否定とまらない配慮をお願いしたい。

⑧このようなトラブルが起きては酒産業も盛り上がらないので、何が悪かったのか、今後このようなことが二度と起きないように改善すべきは、改善する方向で審議をお願いしたい。

委員から審査に対する意見を頂いた後、審査対象議員を入場させた。

事実確認を進める中で、令和4年10月7日(金)オガール広場を会場とした、紫波酒マルシェに参加したことは事実として認めたものの、他11項目については酔っていて記憶にないとの答弁に終始した。

続いて、各委員から審査対象議員に対する質問を受け付けたが、次のような問答があった。

問①我々が作った条例の政治倫理の遵守についてどのように考えているか。

答①酒を飲んでいただけ、私自身理性の欠如、倫理上の自覚の不足が今般の原因であると自覚している。

問②条例の政治倫理基準に抵触したという思いはあるのか。

答②条例に抵触したという自覚はある。

問③新聞報道に「被害者の名誉回復」という話をしたとあるがどのような意味であるか。

答③いまは発言を控えさせていただく。最後に私からの発言の機会があると思うので、そこで述べさせていただく。

問④ある方から、「受付の女性を注意しただけだ」との発言があったと聞いた。また、他の方からは、「肩に触れただけだ」との発言があったときいている。酔って憶えていないと言っているが記憶があったのではないか。

答④その点については、私は言った覚えがない。

問⑤議会に対して弁明、釈明は無いのか。

答⑤今日は事実確認ということだが、最後に発言の機会があると思うので、はっきりと申し上げたい。

問⑥新聞報道があった後、地元で「ある議員にはめられた」と話しているとのこと、根拠はあるのか、虚偽であれば名誉棄損に値し政治倫理に反する。

答⑥その件については、私から申し上げたことはない。各所には相談しているが、発言、行動を制約されている。全く言ったことはない。

各委員から質問が出なくなったところで、今回の事件について審査対象議員の発言を許可した。発言の要旨は次のとおりである。

(調査対象議員発言の要旨)

委員長から発言の機会をいただいた。本日の審査に関し大変ご迷惑をお掛けしている。

10月20日の議会運営委員会で今般の事柄について、経過の説明を申し入れたが、叶わなかった。

審査請求書が提出され相手の方が明らかにできるような文章になっているが、相手の方に大変申し訳ないと思っている。

私としては事実関係の確認が十分できず、詳細を申し上げることが困難である。

現在、相手の方の関係者に対し、お詫びを申し上げる機会を早急をお願いしているところである。

席席会場における私の理念の欠如、倫理上の自覚の不足が大きな原因である。

先ほど申し上げたとおり、酒を飲んで相手の方に大変迷惑を掛け、また、その場に関係者もいて目撃された方もいる。

私自身、記憶にない部分があるが、審査請求書の内容及び当日の状況から判断し、今回の事柄について受け止めたいと思っている。

ご本人に対し不愉快な思い、精神的な苦痛を掛けたことに対し心からお詫び申し上げるとともに、今後、謝罪を重ね誠心誠意努力し、ご本人の名誉回復に努めて参りたい。

最後に、今般の件に関し紫波町議会の名誉を傷つけることになり心からお詫び申し上げます。

(調査対象議員は発言が終わったため退場)

次の協議事項、事実の確認・認定について協議に入ったが、有力な事実の確認が行えず、また、委員の捉え方に温度差があるとの意見を踏まえ、調査の流れの中で第3回特別委員会においては、本人はもちろん、周りの方々への配慮を十分にしながら、被害に遭われた方から話を聞かなければならないとの結論に至った。

なお、協議事項のその他において今回の事件に関し委員から次のような意見(発言)があった。

①請求書の内容には酔っていて記憶が無いということだが、品位及び名誉を損なう行為をしないこととあり、明らかに条例に違反するものである。

② [REDACTED]
[REDACTED]

③

※②及び③は発言の取り消し許可により削除された部分である。

④記憶はないけれど、今回は受け入れるという事だが、被害者の話を聞いた上で判断しては。

⑤被害者の意思も大事であり、このようなオープンな場が良いのか、別な小さいスペース、限られた人数が良いのかご本人の意向を聞き、意思を確認しながら進めていただきたい。

⑥事件の内容については、多くの方々、議員全員に知ってほしい旨被害女性から確認しているが、時間が経過する中で不眠や食欲低下など精神的に参っている状況であり、本人の意向を聞き尊重していただきたい。

⑦発言の中(②及び③)で、

との発言があったが、審査請求書を見る限り「怯えていた」とあり、恐怖を覚えていた時に人それぞれではあるかとは思いますが、安易にそのようなことを言うのは取り消してほしい。

⑧本人は憶えていないけれど受け止めるとのことだが、しっかり調べて「身内に甘い」ということにならないように、自浄能力を発揮し、きちっとした解決を望む。

⑨議員全員がしっかりと事実を確認することが必要、それを基に判断を行うべき。

⑩酒を飲んで判らない、判らなくなるほど外で飲むこと自体、議員として倫理違反となるのではないか。そのことを本人が認識しなければならない。

⑪守られるべきは被害女性の心情であり、話を聞く場合は特段の配慮をしなければならない。

⑫我々議員一同肝に銘じて、このような事件を起こしてしまったことを踏まえ、自浄努力もしていかなければならない。

※一部内容が重複する発言は省略している。

<第3回特別委員会>

令和4年11月7日(月)、委員16名のうち16名出席(欠席委員なし)のもと第3回特別委員会を開催した。

審査事項に先立って委員から、第2回特別委員会における発言が不適切であったことから取り消したいとの申し出があり、委員会に諮り取り消しが了承された。

協議事項に入り、審査対象議員が11月1日に議長宛て辞職願を提出し、本日開催された定例会11月会議において辞職の許可が審議され、全会一致で許可されたことを確認した。

倫理条例は議員を対象とする条例であり、審査請求による審査に付すべき議員が不存在となることから、当特別委員会での審査については、政治倫理基本、基準違反の存否の結論を持たず、終了することとなる。

議会としての対応について、審査の結論を出すに至らなかったが、議会として今回の事件を踏まえ、紫波町議会の品位及び名誉、町民の信頼を回復しなければならないことから、対応について委員から意見を聴取することとした。

その中で、被害に遭われた方はどのような思いでいるか。辞職により審査終了という中途半端な締め方をしているのかとの意見があった。また、倫理条例第9条に政治倫理基準違反の存否を確認するというふうであり、辞職したからこれで終わりということではなくて、審査対象議員は「今回のことについて受け止めたいと思っている」、「倫理上の自覚の不足が大きな原因である」と発言しており、この政治倫理に違反しているかどうかの結末まできちんと持っていった報告書とするべきではないか、との意見があり、報告書の審査結果の中に倫理条例に違反したということについての、記述を盛り込むこととなった。

別に、発言の取り消しについて、それに至った経緯の説明を求める発言があり、該当委員から、

「政治倫理審査をするうえで判断の根拠となるものが、審査請求書と審査対象議員の事実確認の発言のみで不明なことが多いものの、自分の発言によってこれ以上被害者本人の感情を害したり、実際に心を痛めたりする方が出てはならないということで、取消しの発言をしたもの。臆測の域、あるいは、完全に審査できない状況であっても、そのことによって傷ついている方がいるのであれば、取り消すべきだと思い、発言したものである。」

との回答があった。

委員長からは11月2日の被害女性との面談に当たり、議会としてお詫びし、辞職願の提出の件を伝えた旨の発言があり、当該女性から現状への理解を得たことが報告された。

議会の対応として次のような発言が委員からあった。(重複意見は割愛)

- ①社会問題にもなっているハラスメントの防止措置などが、中小企業などでも組み込まれている。そういったところでこの紫波町議会は非常に遅れている状況になった。

二度と起きないよう専門の弁護士などの研修を受け、この倫理条例を遵守し議会全体の意義、名誉回復にも向けて、町民に先駆けて取り組んでいくことも大事

- ②自分たちのつくった条例に対してきっちり向き合い、守っていかなければならないということを示すような形を残さなければならない。
- ③議会として政治倫理に対して学び、自覚し直す方策を考えるべき。
- ④住民から「議員全体として、どう責任をとるのか」と問われたが、議員は一人一人が個々に活動していると答えた。これからもそういうことが取り沙汰されると思われるが、議員全員が同じ考えを持って対応すべきだ。
- ⑤もっとスピード感をもって審査を行なっていれば、辞職願提出前に審査は完結したかもしれない。
- ⑥説明責任として、有ったか無かったかを報告書に記載すべきである。
- ⑦行われた行為が、この条例に違反しているかどうかの確認をして、決議をし、審査結果に書き込むべきである。
- ⑧町民から「追及が非常に甘い」と厳しく指摘されており、このようなことも報告書に付すべきである。
- ⑨倫理違反であるかどうか我々議員がしっかりと判断を下し、それを心に留めて活動していかなければならない。

委員から、今回の事件について及び報告書に記載内容について発言を頂いた後、委員会の結論として、審査対象議員が倫理条例第4条第10号の「嫌がらせ、強制、セクシャルハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと」について違反があったと決定することについて挙手により確認し、全委員の挙手によって倫理条例違反があったと結論付けられた。

委員会において倫理条例違反行為が存在すると認められたことについて、審査報告書に記載することと、倫理条例について意識を深めるため、専門識者による研修を行うことを進めていくこととし、第3回の特別委員会を閉じた

<第4回特別委員会>

令和4年11月29日(火)、委員16名のうち16名出席(委員欠席なし)のもと第4回特別委員会を開催した。

第3回特別委員会開催を受けて、10月7日の行為の審査対象議員の倫理条例違反が存在したことについて、挙手により確認し、全会一致で認定したことを記載した審査報

告書（案）が委員に提示され、内容の確認を行い、議長に提出する報告書を確定させた。

報告書の確定をもって、本特別委員会の終結が委員長から宣言された。